

立川市図書館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市図書館条例の一部を改正する条例

立川市図書館条例（昭和53年立川市条例第29号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(開館時間)	(開館時間)
<p>第7条 図書館の開館時間は、次の各号に掲げるところとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、臨時に変更することができる。</p> <p>(1) 本館 午前10時から午後8時まで。ただし、次に掲げる日は、午前10時から午後5時まで</p> <p>ア 土曜日及び日曜日 イ 祝日法第3条に規定する休日にあたる日</p> <p>(2) 分館 午前10時から午後7時まで。ただし、次に掲げる日は、午前10時から午後5時まで</p> <p>ア 土曜日及び日曜日 イ 祝日法第3条に規定する休日にあたる日</p>	<p>第7条 図書館の開館時間は、午前10時から午後7時までとする。ただし、次の各号に掲げる日は、午前10時から午後5時までとする。</p>
<p>第8条 第4条第2項の規定による図書館資料の複製については、その際1枚につき、10円の手数料を徴収する。</p> <p>(指定管理者の行う業務の範囲)</p> <p>第14条 前条の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>	<p>第8条 削除</p> <p>(指定管理者の行う業務の範囲)</p> <p>第14条 前条の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>

(1) 及び(2) ……略……	(1) 及び(2) ……略……
(3) 第10条の規定による利用条件の変更等に関する業務 図書館の維持管理に関する業務	(3) 第8条の規定による手数料の徴収に関する業務 第10条の規定による利用条件の変更等に関する業務
(4) 図書館の維持管理に関する業務	(4) 図書館の維持管理に関する業務
(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認める業務	(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認められる業務
務 務 ……略……	務 務 ……略……

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

